

サイバーリスク保険の対象となるウェブサイトの存否と悪意の受益者**【文 献 種 別】** 判決／東京高等裁判所**【裁判年月日】** 令和 7（2025）年 11 月 26 日**【事 件 番 号】** 令和 6 年（ネ）第 2464 号**【事 件 名】** 保険金、保険金反訴請求控訴事件**【裁 判 結 果】** 控訴棄却（確定）**【参 照 法 令】** 不正アクセス行為の禁止等に関する法律 2 条 4 項、保険法 2 条 6 号・17 条 2 項、民法 703 条・704 条・705 条、民法 404 条（平成 29 年法律第 44 号による改正前）**【掲 載 誌】** 金判 1742 号 18 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25629588

専修大学教授 芦野訓和

事実の概要

本件本訴は、X 会社（以下、X）が、サイバーリスク保険契約（以下、本件保険契約）の相手方である Y 保険会社（以下、Y）に対し、本件保険契約にいう「不正アクセス等」（以下「不正アクセス」という）により、X が管理等を受託したとするポータルサイト（本件サイト）や顧客店舗のホームページ等の削除・改ざん、その後のサイトへのアクセス・ログイン障害およびサーバー上のデータ消失という被害（本件申告被害）を受けたとして、すでに支払われた保険金以外の保険金等を請求する事案であり、本件反訴は、Y が、X が主張する不正アクセスは存在せず、Y が X に対してこれまで支払った保険金は X が法律上の原因なく利得したものであり、X は悪意の受益者であるとして、X に対し不当利得返還請求をした事案である。

X は情報処理サービス等を営む会社である。X 代表者らは、訴外 P が運用するとされる本件サーバー等の管理・保守・制作等について、P を委託者、X を受託者とする業務委託契約を締結するものとして、平成 30 年 7 月 20 日、「業務再委託契約書」と題する書面を作成した。本件業務委託契約書には、X は、本件サイトを保管するサーバー（本件サーバー）等の ID に関する契約情報について P の許可なく変更することができない旨、また、P 以外の第三者により本件サーバー等に不正な改変が行われた場合、即時事件として届出をし P に報告すべき旨、P が第三者から受けた損害等については X の管理責任として X の負担においてすべての賠償・回復を行う旨の約定があった。

平成 31 年 1 月、本件サーバーにアクセス・ログインできなくなったとして、第三者による不正アクセスの被害が Y に申告された。Y は調査の過程で、特別条項に基づく危機管理対応費用として一定額を支払ったが、X は未払保険金等の支払を求めて本訴を提起した。これに対し、Y は、本件サイトの存在・運用実体や不正アクセスの発生等を争うとともに、既払保険金の返還を反訴で求めた。

争点となったのは、①本件申告被害の発生の有無、②保険金支払の対象となる X の損害の有無、③既払保険金の受領について法律上の原因の有無、悪意の受益者該当性である。

第一審（東京地判令 6・4・8 金判 1742 号 27 頁）は、以下のような理由で X の請求を棄却した。争点①について、提出された資料から、X の主張するサイトの存在および申告被害発生の事実は認められた。争点②については、本件業務委託契約の効力に疑義があるとした上で、仮にその効力を認めても、X が P に対して法律上の損害賠償責任を負うものとは認められず、また、X に善管注意義務違反を問う余地があるとしても、X の主張する P の損害は X の債務不履行によって生じた損害とはいえず、また、不正アクセスの有無を判断するために支出される外部機関への調査依頼費用については、本件申告被害は所定の外部機関等からの通報によって被害が発見されたとは認められないなどとして、本件保険契約の保険金支払の対象となる X の損害を否定した。争点③については、X に P に対する損害賠償責任が生じたとはいえないから、X がこれまでに Y から受領した保険金は法律

上の原因を欠くものであり、Yから保険金の受領権限について疑義を呈された通知書受領時点では法律上の原因を欠くことについて悪意であったといえるから、通知受領時点と認められる日からの利息を付して返還すべきである。

以上のように判示して、Xの本訴請求を棄却し、Yの反訴請求を一部認容した。これに対して、Xが控訴した。

判決の要旨

本判決は、複数の事実を丁寧に認定し判断を下している。紙幅の関係上、判決文からカギ括弧で引用するのではなく、要約し説明する。

1 争点①②について

判決は、提出された証拠および意見書などから、本件申告被害期間に、本件サイトが運用実体のあるものとして存在していたとは認められず、その存在を前提とする本件申告被害および不正アクセスがあったとは認められないとした。すなわち、(a) Xが提出した本件申告被害の調査を担当した会社が作成した見積書添付の報告書などの書類は、本件サイトの存在を推認できるものではないこと、(b) Xが提出したウェブサイトの復元画像は、XがPから本件業務委託契約を受託したとされる前のものであり、本件申告被害期間内においても、本件サイトが運用実体のあるものとして存在していたことを推認できないこと、(c) Xの提出した書類からは、Xが本件業務委託契約を受託したとされる前の一定期間には、ポータルサイトが存在し、運用されていた様子はうかがい知ることができるが、本件業務委託契約が締結されたと主張する頃に運用実体のあるものとして存在していたことには合理的な疑いがあること、(d) 最初に不正アクセスを受け改ざんされたとXが主張する日時と、Xが気づいたと主張する日時は2か月以上空いているが、裁判において提出された意見書によれば、通常の保守管理業務をしていれば数日か遅くとも1か月以内に異変に気づくはずであること、などを指摘し、Xの申告する被害期間において、本件サイトが実体を持って存在し、継続して運用されていたとは認められず、したがって、本件申告被害および不正アクセスがあったとは認められないとした。

争点②については、その余を検討するまでもな

く理由がないとして判断しなかった。

2 争点③について

反訴に関する争点③については、以下のように判示した。本件サイトが運用の実体のあるものとして存在していることが認められず、保険金支払の対象である本件申告被害および不正アクセスも認められない以上、既払保険金は法律上の原因がない。また、Xは、本件サイトが運用実体のあるものとして存在せず、不正アクセスも存在しないことを認識しながら上記既払金を受領したと認められ、その受領の時点からこのことについて悪意であったと認められるから、遅くとも最後の保険金の支払日を起算点として利息の支払義務がある。もっとも、Yは控訴も附帯控訴もしていないため、原判決をXに不利益に変更することはできないとした。

3 非債弁済について

控訴審においてXの主張する、Yは保険金についてそれを支払う義務がないことを知りながら支払った非債弁済にあたるとの主張につき、Yが保険金を支払った時点ではまだ調査の途上であり、本件サイトおよび不正アクセスの存在について疑義を抱いていたとしても、その不存在を知らずであって支払ったものとは認められず、非債弁済にはあたらないとした。

4 結論

以上のように判示し、Xの控訴を棄却し、Yの反訴請求を一部認容した原審の判断を維持した。

判例の解説

一 原審と控訴審の判断構造

本件掲載誌のコメントは、本件を、サイバーリスク保険の保険金請求が争われた裁判例として「公にされた事例としては初めてのものと思われる¹⁾」としている¹⁾。原審および控訴審は本訴請求を棄却する点では一致するが、保険金支払要件のどの段階で請求を否定したかが異なる。原審は、本件申告被害の発生を前提として、XがPに対して法律上の損害賠償責任を負うかを検討したのに対し、控訴審は、本件サイトの運用実体および本件申告被害の発生を認めず、その余を検討しなかった。

Xが悪意の受益者であるとする「悪意」の認定時期についても、原審と控訴審では異なっている。

二 本訴請求とデジタルを対象とする 役務提供契約

1 サイバーリスク保険の概要と本判決

サイバーリスク保険の補償は、①第三者に対する法律上の損害賠償責任を負うことによる損害、②原因・被害範囲の調査や復旧等に要する費用損害、③システムの機能停止による事業中断損害に大別される²⁾。本件では、②に属する特別条項上の危機管理対応費用が支払われたが、Yはその後、本件保険契約に基づく保険金の支払を停止し、XのPに対する損害賠償責任や本件業務委託契約の成立経緯等を問い合わせた。

2 ウェブサイトの存在・運用実体と申告被害の 認定

原審は、本件業務委託契約以前にはXの主張する内容と合致するサイトが存在した事実が認められ、本件サイトがその後に閉鎖されたことをうかがわせる事情はないとして、本件申告被害が発生したとされる時期に本件サイトが存在したことを推認できるとした。被害については、Xが依頼した調査会社作成の報告書では、本件サーバー内またはXの社内サーバーに何らかのデータが改ざんされまたは削除された痕跡（本件痕跡）が確認されたなどの間接事実がXの申告被害の内容と合致するとして、本件申告被害の発生を認めた。

これに対し控訴審は、①本件痕跡からはどのようなものが改ざんされまたは削除されたかは明らかではなく、本件サイトの存在を推認できるものではない、②本件業務委託契約以前のウェブサイトの復元画像だけから、本件申告被害期間においても本件サイトが運用実体のあるものとして存在していたことを推認することはできない、③Xの提出した証拠は本件業務委託契約以前のものに集中し、仮にX主張のポータルサイトが存在していたとしても、X主張のポータルサイトが本件業務委託契約を締結した頃に運用実体のあるものとして存在していたということには合理的な疑いがある、④本件被害が生じている期間に、各顧客店舗からXにクレームまたは損害賠償の請求がなされたことを認める証拠はなく、本件サーバー等が運用実体のあるものとして存在していたとすれば明らかに不自然、不合理である、⑤Xが本件被害に気づいたとする時点が最初の被害から数か月後であることから、本件サイトが当時運用実体を持って存在していたことには合理的な疑いがある、

などと詳細な事実認定を行い、本件サイトが同期間内に運用実体のあるものとして存在していたとは認められないとした。データの改ざん・削除を示す電子的痕跡が存在するだけでは、それが本件サイトおよびXの主張する申告被害に関するものであることまで推認できないとした点に、本判決の事実認定上の特徴がある。

3 ウェブサイトをめぐる役務提供契約と 契約上の義務

本件保険契約の賠償責任保険部分が補償するのは、本件申告被害によってXがPに対して法律上負担する損害賠償責任による損害である。そこで原審は、本件サイトおよび本件申告被害の存在を認めた上で、XがPに対して損害賠償責任を負うかを検討した。

原審はまず、本件業務委託契約書がP側の一部の関係者とX代表者らによって作成され、Pの他の職務執行者などの同意を得た事実が認められないことから、契約の効力には疑義があるとした。そして、契約が無効であれば、Xは契約上の債務不履行責任を負わないが、本件サーバー等を管理していた事実状態について事務管理等の責任を負うにとどまるとした。事務管理が成立すると、管理者は、本人の利益に適合する方法で管理し、本人の意思を知り、または推知できるときはその意思に従わなければならない（697条（条文はすべて民法））。また、管理開始を本人に通知し（699条）、本人等が管理できるまで管理を継続し（700条）、管理の状況・経過および結果を報告する（701条・645条）などの義務を負う³⁾。サイト管理では、アクセス権限やID等をどのように管理するか、管理をいつまで継続するか、管理や復旧対応の経過・結果をどのように報告するかが、具体的な事情に応じて問題となり得る。

契約が有効であれば、XはPに対して本件サーバー等の管理につき善管注意義務を負う（同644条・656条）。善管注意義務とは、その事務の受任者として通常すべき注意を尽くす義務であり、その具体的内容は契約で定められた委任事務の内容に即して判断される⁴⁾。もっとも、不正アクセスをしたとされる者には関係者からID等が伝えられ、X代表者もそれを認識していたことなどから、同人に正当なアクセス権限があれば不正アクセスにはあらず、権限がなかったとしても、Xの善管注意義務違反は認められないとした。

また、申告被害がどのような経路で発生したかも明らかではなく、復旧できなかったことも、本件サーバーの契約当事者とされたP側の関係者から協力を得られなかったというP側の事情によるとして、Xの義務違反と相当因果関係のある損害を否定した。さらに、契約条項によってXが通常より加重された賠償・回復責任を負うとしても、その部分は本件保険契約の免責対象になるとした。

以上の判断は、サイト管理という同一の事実関係について、契約の効力に応じて、契約上の善管注意義務と事務管理等に責任の根拠が分かれ得ることを示している。ただし、原審は、事務管理に基づく具体的な義務の内容や、契約上の善管注意義務との異同までは判断していない。控訴審はXのPに対する責任を判断しなかったが、サイトの運用実体の認定において、通常の保守管理による異変の発見、顧客店舗からの問い合わせやクレーム、復旧状況を示す資料等を検討した。サイトが実際に運用されていれば通常生じると考えられる管理上の対応やその記録の有無を、運用実体および申告被害を認定するための間接事実として用いている。

三 反訴における不当利得と悪意の受益者

既払保険金の返還請求では、Xの受領に法律上の原因があるかが問題となる（703条）。原審は、本件申告被害の発生を認めたが、XがPに対して法律上の損害賠償責任を負うとはいえないため、既払保険金の受領は法律上の原因を欠くとした。これに対し控訴審は、申告被害期間に本件サイトが運用実体のあるサイトとして存在したとは認められず、本件申告被害および不正アクセスも認められないため、保険金支払の対象を欠くとした。両審における法律上の原因の欠缺は、本訴請求を否定したそれぞれの理由に対応している。

悪意の受益者は、受けた利益に利息を付して返還しなければならない（704条）。ここでいう悪意とは、利益を受けたことに加え、その利益に法律上の原因がないことを知っていることをいう⁵⁾。原審は、最後の保険金を受領した時点のXの悪意を認めるに足る証拠はないとし、Yが受領権限への疑義を示した書面の受領時点からの利息を認めた。もっとも、通知受領時にXが法律上の原因の不存在を認識していたと認める理由は明らかではない。控訴審は、Xが本件サイトに運用実体がな

く、不正アクセスも存在しないことを認識しながら既払保険金を受領したとして、受領時から悪意であり、遅くとも最後の支払日から利息支払義務を負うとした。ただし、Yが控訴も附帯控訴もしていないため、Xに不利益に原判決を変更できず、利息の起算日は維持された。

また、Xは、Yの支払が非債弁済（705条）にあたると主張した。705条は、弁済者が給付時に債務の不存在を知っていた場合に、例外的に返還請求を否定する⁶⁾。控訴審は、Yの支払時には調査の途上であり、本件サイトや不正アクセスの存在に疑義を抱いていたとしても、その不存在を知りながら支払ったとは認められないとした。

四 おわりに

本判決は、当事者の主張について提出された証拠などから事実を丁寧に推認した判決であり、法規や契約条項の解釈を争点としたものではない。ウェブサイトというデジタルな対象についてその存否をどのように判断すべきかは、原審と控訴審で判断が異なったように難しい問題である。控訴審は、本件申告被害期間内にウェブサイトが存在したかどうかについて、いくつもの事情から総合的に判断している。また、控訴審では判断されていないが、原審ではウェブサイトの管理運用について、管理者はどのような義務を負い得るかも問題とされている。さらに、法律上の原因なく保険金を受領した者の「悪意」についても、ウェブサイトの特徴を踏まえて判断されている。今後の類似事例の参考にならう。

●——注

- 1) 金判 1742 号 21 頁。
- 2) 教学大介「国内外におけるサイバー保険の動向と企業の責任について」保険研究 77 集（2025 年）133～137 頁参照。
- 3) 窪田充見編『新注釈民法（15）債権（8）〔第 2 版〕』（有斐閣、2024 年）44 頁〔平田健治〕。
- 4) 中田裕康『契約法（新版）』（有斐閣、2021 年）529 頁、532 頁参照。
- 5) 窪田編・前掲注 3）187 頁〔藤原正則〕。
- 6) 窪田編・前掲注 3）200 頁〔川角由和〕。

* 本判決の判批として、水野信次「サイバーリスク保険における不正アクセスの存在が否定された事例」銀法 942 号（2026 年）66 頁がある。